

総 財 務 第 105 号  
5 文 科 高 第 425 号  
令 和 5 年 6 月 16 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 公 立 大 学 長

} 殿

総 務 省 自 治 財 政 局 長  
( 公 印 省 略 )

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長  
( 公 印 省 略 )

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の  
整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について

このたび、第 211 回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進  
を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 58 号）」（以下「第 13 次一括  
法」という。）が成立し、令和 5 年 6 月 16 日に公布されました。

これは、令和 4 年 12 月 20 日に閣議決定された「令和 4 年の地方からの提案等に関する  
対応方針」を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。

第 13 次一括法により、公立大学法人制度関係では、地方独立行政法人法（平成 15 年法  
律第 118 号。以下「法」という。）が改正されました（別添 1、2 参照）。改正の内容は、  
下記のとおりです。

各都道府県におかれては、域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して周知願います。

## 記

### 1. 改正の概要

公立大学法人について、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標（以下「指標」という。）を追加した上で、毎事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）及び各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を廃止することとしたこと。

### 2. 施行期日等

(1) 施行期日は公布の日としたこと。

(2) また、経過措置を以下のとおり定めることとしたこと。

- ① 新法施行後も、令和5年度の末日までに開始した中期目標期間においては、年度計画策定及び年度評価実施を引き続き行い、当該中期目標期間における中期計画への指標の追加は不要とすること。
- ② ただし、施行日において、中期計画に既に指標を定めている場合には、施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。
- ③ また、施行日後において、中期計画に指標を新たに定めた場合には、指標を定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。

### 3. 留意事項

法第26条第1項の規定に基づき、公立大学法人が中期計画を作成又は変更する場合には、設立団体の長の認可を受ける必要があること。

別添1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）（条文及び理由）

別添2 （抜粋）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）（新旧対照表）

本件連絡先

総務省自治財政局財務調査課企画係

電 話 : 03-5253-5647

F A X : 03-5253-5650

e-mail : koudaihou@soumu. go. jp

文部科学省高等教育局大学教育・入試課  
公立大学係

電 話 : 03-6734-3370

F A X : 03-6734-3387

e-mail : daigakuc@mext. go. jp